

総務委員会 内規

(目的)

第 1 条 この内規は、総務委員会を定める事を目的とする。

(構成)

第 2 条 総務委員会は理事会および評議員より構成される。

(役割)

第 3 条 総務委員会は学会運営に関わる以下の事項（分掌事項）を分掌する。

- (1) 学会の運営に関する事項（会員名簿の管理、規約等）
- (2) 理事会の運営に関する事項
- (3) 東京都庁との連携に関する事項
- (4) 当委員会・支部等との連絡・調整
- (5) 学会の財政に関する管理
- (6) 学会活動・財政の企画、予算の編成および調整に関する事項
- (7) 決算に関する事項（半年ごと）
- (8) 他の委員会、部会、支部の業務に属さない事項

(権限)

第 4 条 総務委員会は、分掌事項に関わる運営、活動に関する事項を決議する。

付則 本規定は平成 20 年 1 月 22 日より施行する